

公益通報に関する受付・相談窓口

学校法人近畿大学（以下「本法人」という。）は、本法人の業務に関する不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報者保護法に基づき、公益通報及び相談に対応する窓口として、「法人倫理ヘルプライン相談窓口」を設置しました。通報及び相談にあたっては、下記事項をご確認のうえ、ご利用ください。

利用できる方

次に該当する方からの通報及び相談を受け付けます。

本法人の職員（派遣職員を含む）

本法人が委託した業務に従事する労働者

取扱いルール

1. 対象とする通報・相談の内容

本法人の業務に関して組織的又は個人的な不正行為（法令・本法人の諸規則に反する行為又は疑わしい行為）等に関する通報を受け付けます。

通報内容には具体的な事実・根拠が含まれる必要があります。

※ 次に該当する通報は公益通報として受け付けません。

- (1) 内容が具体性を伴わず不分明なもの
- (2) 内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの
- (3) 単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの
- (4) 通報対象事実について本法人に処分又は勧告等を行う権限を有しないもの
- (5) 人権侵害に関するもの（人権事務室に受付窓口を設置）
- (6) その他通報に該当しないことが明らかなもの

※ 虚偽又は他人を誹謗中傷する通報その他不正な通報等を行った場合は、就業規則又は学則、法令等に基づき処分されることがあります。

2. 受付方法

■ 近畿大学九州短期大学 庶務会計課（4号館1階 事務室内）

[受付時間] 9：00～17：00

（但し、土・日・祝日・本法人指定の休日は受け付けておりません。また、時間内においても担当者が不在の場合があります。）

[受付先]

電 話 0948-22-5726

F A X 0948-24-8591

電子メール shomu@kjc.kindai.ac.jp

（件名に「公益通報」と記載してください）

住 所 〒820-8513 福岡県飯塚市菰田東1-5-30

■ 法人内窓口、法人外窓口については、以下をご覧ください。

<http://www.kindai.ac.jp/about-kindai/disclosure/whistleblower-protection.html>